

臨時教育委員会次第

平成31年3月14日(木)

14:00~

1 開 会

2 前回議事録の承認

3 議 事 (公開)

付第38号議案

教育職員免許状に関する規則の一部改正について

付第39号議案

佐賀県市町立学校県費負担教職員の人事評価に関する規則の一部改正について

付第40号議案

佐賀県立学校職員の人事評価に関する規則の一部改正について

付第41号議案

教育庁組織の機構改革等に伴う関係規程の改正について

4 議事 (非公開)

付第42号議案

教育庁等職員の人事について

臨時教育委員会議事録（案）

- 1 期 日 平成31年3月7日（木曜日）
2 場 所 教育委員会室
3 参集者 白水教育長、牟田委員、小林委員、加藤委員、飯盛（清）委員、飯盛（裕）委員、宮崎副教育長、山口危機管理・広報総括監、青木副教育長、築地教育総務課長、嘉村教職員課長、松永教育総務課副課長、恒松教育総務課係長、森教育総務課主事

4 会議次第 別紙のとおり

5 会議の経過

（1）開 会 10時25分

（2）前回議事録の承認

このことについて、白水教育長は会議に諮り、委員会は承認した。

（3）教育長報告

私から1件ご報告させていただく。

1月30日の臨時教育委員会で事前に報告させていただいたが、2月14日に開会した2月定例県議会において、知事から県議会へ「文化行政の推進体制の整備を図るための関係条例の整備に関する条例（案）」が提出された。

この議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第2項に基づき、県議会から教育委員会に対して議案について意見が求められた。

本来は教育委員会に付議すべき案件だが、回答期限がかぎられていたため、「佐賀県教育委員会議決事項等に関する規則第2条第3項」の規定に基づき、私が教育委員会を臨時に代理して、議案について異議がない旨、議会に回答を行ったので、ここでご報告させていただく。

なお、この議案が議決されれば、平成31年4月1日から文化財行政が知事部局へ移管されることになる。また、関係する教育委員会規則等の改正については、次回の臨時教育委員会で付議させていただきたいと考えている。

以上、私が臨時代理を行った件について、佐賀県教育委員会議決事項等に関する規則第2条第4項の規定により、ご承認をお願いしたい。

（4）議事

教育長は非公開を宣言した。

【付第36号議案】

平成31年度小・中・義務教育学校教職員（管理職）異動について

このことについて、議案書により嘉村教職員課長が説明し、委員会は協議の結果、

議案のとおり決定した。

【付第 37 号議案】

平成 31 年度県立学校教職員（管理職）異動について

このことについて、議案書により嘉村教職員課長が説明し、委員会は協議の結果、議案のとおり決定した。

（ 4 ） 閉 会 9 時 13 分

付第 38 号議案

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則(案)
について

このことについて、別紙のとおり決定する。

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則（案）の概要

教育庁 教職員課

改正理由

- 教育職員免許法施行規則及び免許状更新講習規則の一部を改正する省令（平成29年度文部科学省令第41号）により、免許状の取得に係る単位の科目区分・履修事項等が変更された。
- そのため、都道府県の教育委員会規則で定められている免許状の取得に係る単位の修得方法等を改正する必要がある。

改正の概要

- 1 改正省令を受け、教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）第14条の規定に基づき、教職経験に応じた免許状取得に係る単位の修得方法を改める。
- 2 その他所要の改正を行う。
- 3 平成31年4月1日から施行する。

佐賀県教育委員会規則第 号

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則（案）

教育職員免許状に関する規則（平成2年佐賀県教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(普通免許状の授与の意願)</p> <p>第3条 略</p> <p>2～6 略</p> <p>7 免許法附則第12項の規定により養護教諭の二種免許状又は中学校教諭の保健の教科についての二種免許状の授与を受けようとする者は、第1項第1号から第3号までに掲げる書類のほか、旧国立養護教諭養成所を卒業したことを証明する書類及び免許法第9条の3第1項に規定する免許状更新講習の課程を修了したことを証明する書類を授与権者に提出しなければならない。</p> <p>8～12 略</p> <p>(普通免許状の検定授与の意願)</p> <p>第4条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 免許法附則第18項に規定する検定を受けて同項の表の第1欄に定める免許状の授与を受けようとする者は、第1項第1号から第5号までに掲げる書類のほか、同表の第2欄に定める基礎資格を有することを証明する書類、同表の第3欄に定める実務成績証明書及び同表の第4欄に定める単位を修得したことを証明する書類を授与権者に提出しなければならない。</p> <p>6 免許法附則第19項に規定する検定を受けて免許法施行規則附則第10項の表の第1欄に定める免許状の授与を受けようとする者は、第1項第1号から第5号までに掲げる書類のほか、免許法施</p>	<p>(普通免許状の授与の意願)</p> <p>第3条 略</p> <p>2～6 略</p> <p>7 免許法附則第11項の規定により養護教諭の二種免許状又は中学校教諭の保健の教科についての二種免許状の授与を受けようとする者は、第1項第1号から第3号までに掲げる書類のほか、旧国立養護教諭養成所を卒業したことを証明する書類及び免許法第9条の3第1項に規定する免許状更新講習の課程を修了したことを証明する書類を授与権者に提出しなければならない。</p> <p>8～12 略</p> <p>(普通免許状の検定授与の意願)</p> <p>第4条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 免許法附則第17項に規定する検定を受けて同項の表の第1欄に定める免許状の授与を受けようとする者は、第1項第1号から第5号までに掲げる書類のほか、同表の第2欄に定める基礎資格を有することを証明する書類、同表の第3欄に定める実務成績証明書及び同表の第4欄に定める単位を修得したことを証明する書類を授与権者に提出しなければならない。</p> <p>6 免許法附則第18項に規定する検定を受けて免許法施行規則附則第10項の表の第1欄に定める免許状の授与を受けようとする者は、第1項第1号から第5号までに掲げる書類のほか、免許法施</p>

改正前	改正後																
<p>行規則附則第7項各号に定める基礎資格を有することを証明する書類、実務に関する証明書（様式第7号）及び免許法施行規則附則第10項の表の第3欄に定める単位を修得したことを証明する書類を授与権者に提出しなければならない。</p> <p>7・8 略</p> <p>第16条の2 前条各項（第7項を除く。）の規定による別表第1から別表第6までに規定する単位の修得方法は、<u>教科に関する科目</u>にあつては別表第7、<u>養護に関する科目</u>にあつては別表第9のとおりとし、<u>教科又は教職職に関する科目</u>にあつては免許法施行規則第6条の2第2項に規定する修得方法の例により、<u>養護又は教職に関する科目</u>にあつては免許法施行規則第10条の2第2項に規定する修得方法の例による。</p>	<p>行規則附則第7項各号に定める基礎資格を有することを証明する書類、実務に関する証明書（様式第7号）及び免許法施行規則附則第10項の表の第3欄に定める単位を修得したことを証明する書類を授与権者に提出しなければならない。</p> <p>7・8 略</p> <p>第16条の2 前条各項（第7項を除く。）の規定による別表第1から別表第6までに規定する単位の修得方法は、<u>次の表の左欄に掲げる科目の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める修得方法とする。</u></p> <table border="1" data-bbox="630 183 1372 1108"> <thead> <tr> <th>科目</th> <th>修得方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教科に関する専門的事項に関する科目</td> <td>別表第7第1号から第3号までのとおり</td> </tr> <tr> <td>領域に関する専門的事項に関する科目</td> <td>別表第7第4号のとおり</td> </tr> <tr> <td>養護に関する科目</td> <td>別表第8のとおり</td> </tr> <tr> <td>各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等</td> <td>別表第9第1号から第3号のとおり</td> </tr> <tr> <td>保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等</td> <td>別表第9第4号のとおり</td> </tr> <tr> <td>養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等</td> <td>別表第9第5号及び第6号のとおり</td> </tr> <tr> <td>大学が独自に設定する科目</td> <td>免許法施行規則第2条第1項の表の備考第14号、免許法施行規則第9条の表の備考第6号及び免許法施行規則第10条</td> </tr> </tbody> </table>	科目	修得方法	教科に関する専門的事項に関する科目	別表第7第1号から第3号までのとおり	領域に関する専門的事項に関する科目	別表第7第4号のとおり	養護に関する科目	別表第8のとおり	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	別表第9第1号から第3号のとおり	保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	別表第9第4号のとおり	養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	別表第9第5号及び第6号のとおり	大学が独自に設定する科目	免許法施行規則第2条第1項の表の備考第14号、免許法施行規則第9条の表の備考第6号及び免許法施行規則第10条
科目	修得方法																
教科に関する専門的事項に関する科目	別表第7第1号から第3号までのとおり																
領域に関する専門的事項に関する科目	別表第7第4号のとおり																
養護に関する科目	別表第8のとおり																
各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	別表第9第1号から第3号のとおり																
保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	別表第9第4号のとおり																
養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	別表第9第5号及び第6号のとおり																
大学が独自に設定する科目	免許法施行規則第2条第1項の表の備考第14号、免許法施行規則第9条の表の備考第6号及び免許法施行規則第10条																

改正前	改正後
<p>2 略</p> <p>3 別表第1から別表第5までの規定により一種免許状又は二種免許状に係る単位を修得しようとする者は、<u>第1項に規定する教科に関する科目、養護に関する科目及び教職に関する科目以外の科目の単位を修得するに当たっては、幅広く深い教養を身につけるよう努めなければならない。</u></p> <p>4 免許法別表第5の規定により中学校教諭の一種免許状若しくは二種免許状又は高等学校教諭の一種免許状の授与を受けようとする者及び免許法附則第9項の規定により高等学校教諭の一種免許状の授与を受けようとする者の単位の修得方法は、それぞれの免許教科に応じ、<u>教科に関する科目</u>にあっては別表第7第2号に規定する職業又は同表第3号に規定する看護、農業、工業、商業、水産、福祉若しくは商船の単位の修得方法の例により、<u>教職に関する科目</u>にあっては別表第9第2号又は第3号に規定する単位の修得方法の例による。</p> <p>5 略 （旧令による教員免許状記載科目の相当教科） 第22条 旧令（旧国民学校令（昭和16年勅令第148号）、旧教員免許令（明治33年勅令第134号）又は旧幼稚園令（大正15年勅令第74号）をいう。以下同じ。）の規定により授与された教員免許状に記載された教科に相当する免許法第4条第5項に掲げる教科については、<u>別表第10のとおりとする。</u> 別表第1（第16条関係）</p>	<p><u>の表の備考第2号に規定する修得方法の例による。</u></p> <p>2 略</p> <p>3 別表第1から別表第5までの規定により一種免許状又は二種免許状に係る単位を修得しようとする者は、<u>第1項の表の左欄に掲げる科目（大学が独自に設定する科目を除く。）以外の科目の単位を修得するに当たっては、幅広く深い教養を身につけるよう努めなければならない。</u></p> <p>4 免許法別表第5の規定により中学校教諭の一種免許状若しくは二種免許状又は高等学校教諭の一種免許状の授与を受けようとする者及び免許法附則第9項の規定により高等学校教諭の一種免許状の授与を受けようとする者の単位の修得方法は、それぞれの免許教科に応じ、<u>教科に関する専門的事項に関する科目</u>にあっては別表第7第2号に規定する職業又は同表第3号に規定する看護、家庭、情報、農業、工業、商業、水産、福祉若しくは商船の単位の修得方法の例により、<u>各教科の指導法に関する科目、教育の基礎的理解に関する科目又は道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目</u>にあっては別表第9第2号又は第3号に規定する単位の修得方法の例による。</p> <p>5 略 （旧令による教員免許状記載科目の相当教科） 第22条 旧令（旧国民学校令（昭和16年勅令第148号）、旧教員免許令（明治33年勅令第134号）又は旧幼稚園令（大正15年勅令第74号）をいう。以下同じ。）の規定により授与された教員免許状に記載された教科に相当する免許法第4条第5項に掲げる教科については、<u>別表第11のとおりとする。</u> 別表第1（第16条関係）</p>

改正前		改正後																																	
二種免許状	<table border="1"> <tr><td>6</td><td>5</td><td>30</td><td>45</td></tr> <tr><td>7</td><td>4</td><td>27</td><td>40</td></tr> <tr><td>8</td><td>4</td><td>24</td><td>35</td></tr> <tr><td>9</td><td>3</td><td>21</td><td>30</td></tr> <tr><td>10</td><td>3</td><td>18</td><td>25</td></tr> <tr><td>11</td><td>2</td><td>15</td><td>20</td></tr> <tr><td>12</td><td>2</td><td>12</td><td>15</td></tr> <tr><td>13</td><td>1</td><td>9</td><td>10</td></tr> </table>	6	5	30	45	7	4	27	40	8	4	24	35	9	3	21	30	10	3	18	25	11	2	15	20	12	2	12	15	13	1	9	10		
6	5	30	45																																
7	4	27	40																																
8	4	24	35																																
9	3	21	30																																
10	3	18	25																																
11	2	15	20																																
12	2	12	15																																
13	1	9	10																																
備考	この表の第1欄に掲げる免許状の種類及び第2欄に掲げる在職年数に応じ、それぞれ第3欄に掲げる単位を修得するものとする。(別表第2から別表第5までの場合においても同様とする。)	この表の第1欄に掲げる免許状の種類及び第2欄に掲げる在職年数に応じ、それぞれ第3欄に掲げる単位を修得するものとする(次号の表及び別表第2から別表第5までの場合においても同様とする。)																																	
(2) 幼稚園教諭に係る単位の修得方法																																			
第1欄 受けよ うとす る免許 状の種 類	第2欄 在職年 数	第3欄 最低修得単位数	合計																																
	領域に 関す る専 門的 事項 に 関す る科 目	保育内 容の 指 導 法 に 関 す る 科 目 又 は 教 諭 の 教 育 的 基 礎 に 関 す る 科 目 等	大学が 独 自に 設 定 す る 科 目																																
幼	二	5	4	20	6	45																													

改正前		改正後									
種 園 教 諭	種 免 許 状	6	4	19	5	40					
		7	3	17	5	35					
一 種 免 許 状	種 免 許 状	8	3	15	4	30					
		9	2	13	4	25					
		10	2	11	3	20					
		11	1	9	3	15					
		12	1	7	2	10					
		6	5	30		45					
		7	4	27		40					
		8	4	24		35					
		9	3	21		30					
		10	3	18		25					
11	2	15		20							
12	2	12		15							
13	1	9		10							

別表第2（第16条関係）

別表第2（第16条関係）

(1) 小学校教諭、中学校教諭又は高等学校教諭に係る単位の修得方法

第1欄 受けよ うとす る免許 状の種 類	第2欄 在職年 数	第3欄 最低修得単位数			合計
		教科に關 する科目	教職に關 する科目	教科又は 教職に關 する科目	
		教科に關 する科目	教職に關 する科目	教科又は 教職に關 する科目	合計

第1欄 受けよ うとす る免許 状の種 類	第2欄 在職年 数	第3欄 最低修得単位数			合計
		教科に關 する専門 的事項に 關する科 目	各教科の 指導法に 關する科 目又は教 諭の教育	大学が獨 自に設定 する科目	
		教科に關 する専門 的事項に 關する科 目	各教科の 指導法に 關する科 目又は教 諭の教育	大学が獨 自に設定 する科目	合計

改正前				改正後			
略	略			略			
高等学校教諭一種免許状	略			高等学校教諭一種免許状			
幼稚園教諭一種免許状	3	2	12	略			
	4	2	10				
	5	1	9				
	6	1	7				
							25
							20
							15
							10
(2) 幼稚園教諭に係る単位の修得方法							
第1欄	第2欄	第3欄		第1欄	第2欄	第3欄	
受けよ うとす る免許 状の種 類	在職年 数	最低修得単位数		領域に 関する 専門的 事項に 関する 科目	保育内容 の指導法 に関する 科目又は 教諭の教 育の基礎 的理解に 関する科 目等	大学が 独自に 設定す る科目	合計
幼稚園	3	2	12				25

改正前				改正後			
略							
別表第6(第16条関係)							
第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
受けよ つとす る免許 状の種 類	在職年 数	最低修得単位数 栄養に係 る教育に 関する科 目 栄養指 別掲の教 育内容に 係る科目	栄養指 別掲の教 育内容に 係る科目	受けよ つとす る免許 状の種 類	在職年 数	最低修得単位数 栄養に係 る教育に 関する科 目 栄養指 別掲の教 育内容に 係る科目	栄養指 別掲の教 育内容に 係る科 目 栄養指 別掲の教 育内容に 係る科 目
略							

別表第6の2を次のように改める。

別表第6の2(第16条関係)

第4欄			
第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
受けよ つとす る免許 状の種 類	有するこ とを必要 とする学 習	受けよ つとす る免許 状の種 類	最低修得単位数 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教 育相談等に関する科目 各教科の 指導法に 関する専 門的科目 栄養指 別掲の教 育内容に 係る科 目
略			

類	校の免許状	する勤務年数	的事項に関する科目	関する科目	道徳の理論及び指導法	生徒指導の理論及び方法	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		
小学校教諭二種免許状	幼稚園教諭普通免許状	1		7	1			2		10
	中学校教諭普通免許状	1		7				2		9
中学校教諭二種免許状	小学校教諭普通免許状	1	7	2				2		11
	高等学校教育諭普通免許状	2	5	1				2		8
	中学校教諭普通免許状	1		1	1			1	3	6
高等学校教諭一種免許状	中学校教諭普通免許状（二種免許状を除く。）	1		1				2	6	9

備考 この表の第1欄に掲げる免許状の種類、第2欄に掲げる必要とする学校の免許状及び第3欄に掲げる勤務年数に応じ、それぞれ第4欄に掲げる単位を修得するものとする。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前		改正後	
<p>別表第7（第16条の2関係）</p> <p>(1) 小学校教諭に係る<u>教科に関する科目の単位の修得方法</u></p> <p>免許法施行規則第3条第1項に掲げる<u>教科に関する科目のうち1以上の科目について最低修得単位数を修得するものとする。</u></p> <p>(2) 中学校教諭に係る<u>教科に関する科目の単位の修得方法</u></p>		<p>別表第7（第16条の2関係）</p> <p>(1) 小学校教諭に係る<u>教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法</u></p> <p>免許法施行規則第3条第1項の表の備考第1号に掲げる<u>教科に関する専門的事項を含む科目のうち1以上の科目について最低修得単位数を修得するものとする。</u></p> <p>(2) 中学校教諭に係る<u>教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法</u></p>	
第1欄	第2欄	第1欄	第3欄
免許教科	教科に関する科目	免許教科に関する専門的事項に関する科目	最低修得単位数
科			4以下の場合
略		略	
社会	日本史及び外国史	日本史・外国史	略
略	略	略	
音楽	略	略	略
	音楽理論、作曲法（編曲法を含む。）及び音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）	音楽理論・作曲法（編曲法を含む。）・音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）	
美術	略	略	略
	美術理論及び美術史	美術理論・美術史（鑑	

改正前		改正後	
保健 体 育	(鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。)	保健 体 育	賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。)
	略		略
	「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」及び運動学(運動方法学を含む。)		「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学(運動方法学を含む。)
	略		略
保健	衛生学及び公衆衛生学	保健	衛生学・公衆衛生学
	略		略
	生理学及び栄養学		生理学・栄養学
略	衛生学及び公衆衛生学	略	衛生学・公衆衛生学
	略		略
	略		略
英語	略	英語	略
	英米文学		英米文学
	略		略
略		略	
備考 1 この表の第2欄に掲げる教科に関する科目は、一般的包括的な内容を含むものでなければならぬ。		備考 1 この表の第2欄に掲げる教科に関する専門的事項に関する科目は、一般的包括的な内容を含むものでなければならぬ。	
備考 2 英語以外の外国語の教科に関する科目の単位の修得方法は、それぞれ英語の場合の例によるものとする。		備考 2 英語以外の外国語の免許状の授与を受ける場合の教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、	

改正前	改正後																																																
<p>3 この表の第2欄に掲げる<u>教科に関する科目のうちの、「」内に表示された教科に関する科目の単位の修得方法は、当該教科に関する科目の1以上にわたって行うものとする。</u>ただし、「農業、工業、商業、水産」の<u>修得方法は、これらの科目のうち2以上の科目（商船をもつて水産と替えることができる。）</u>についてそれぞれ1単위를修得するものとする。</p> <p>4 この表の第1欄に掲げる<u>免許教科の種類に応じ、第2欄に掲げる教科に関する科目について、第3欄に掲げる単位を修得するものとする。</u></p> <p>(3) 高等学校教諭に係る<u>教科に関する科目の単位の修得方法</u></p> <table border="1" data-bbox="842 1124 1396 1993"> <thead> <tr> <th>第1欄</th> <th>第2欄</th> <th>第3欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">免許教科</td> <td rowspan="2">教科に関する科目</td> <td>最低修得単位数</td> </tr> <tr> <td>4以下の場合</td> <td>5以上9以下の場合</td> <td>10以上の場合</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>地理歴史</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>人文地理学及び自然地理学</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>音楽</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	第1欄	第2欄	第3欄	免許教科	教科に関する科目	最低修得単位数	4以下の場合	5以上9以下の場合	10以上の場合	略	略	略	地理歴史	略	略	人文地理学及び自然地理学	略	略	略	略	略	音楽	略	略	<p>それぞれ英語の場合の例によるものとする。</p> <p>3 この表の第2欄に掲げる<u>教科に関する専門的事項に関する科目のうち「」内に示された事項は、当該事項の1以上にわたって行うものとする。</u>ただし、「農業、工業、商業、水産」の<u>修得方法は、これらの教科に関する専門的事項に関する科目のうち2以上の教科に関する専門的事項に関する科目（商船をもつて水産と替えることができる。）</u>についてそれぞれ1単위를修得するものとする。</p> <p>4 この表の第1欄に掲げる<u>免許教科の種類に応じ、第2欄に掲げる教科に関する専門的事項に関する科目について、第3欄に掲げる単位を修得するものとする。</u></p> <p>(3) 高等学校教諭に係る<u>教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法</u></p> <table border="1" data-bbox="842 197 1396 1070"> <thead> <tr> <th>第1欄</th> <th>第2欄</th> <th>第3欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">免許教科</td> <td rowspan="2">教科に関する専門的事項に関する科目</td> <td>最低修得単位数</td> </tr> <tr> <td>4以下の場合</td> <td>5以上9以下の場合</td> <td>10以上の場合</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>地理歴史</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>人文地理学・自然地理学</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>音楽</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	第1欄	第2欄	第3欄	免許教科	教科に関する専門的事項に関する科目	最低修得単位数	4以下の場合	5以上9以下の場合	10以上の場合	略	略	略	地理歴史	略	略	人文地理学・自然地理学	略	略	略	略	略	音楽	略	略
第1欄	第2欄	第3欄																																															
免許教科	教科に関する科目	最低修得単位数																																															
		4以下の場合	5以上9以下の場合	10以上の場合																																													
略	略	略																																															
地理歴史	略	略																																															
人文地理学及び自然地理学	略	略																																															
略	略	略																																															
音楽	略	略																																															
第1欄	第2欄	第3欄																																															
免許教科	教科に関する専門的事項に関する科目	最低修得単位数																																															
		4以下の場合	5以上9以下の場合	10以上の場合																																													
略	略	略																																															
地理歴史	略	略																																															
人文地理学・自然地理学	略	略																																															
略	略	略																																															
音楽	略	略																																															

改正前		改正後	
	音楽理論、作曲法（編曲法を含む。）及び音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）		音楽理論、作曲法（編曲法を含む。）・音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）
美術	略	美術	略
	美術理論及び美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）		美術理論、美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）
工芸	略	工芸	略
	図法及び製図		図法、製図
	略		略
	工芸理論、デザイン理論及び美術史（鑑賞並びに日本の伝統工芸及びアジアの工芸を含む。）		工芸理論、デザイン理論、美術史（鑑賞並びに日本の伝統工芸及びアジアの工芸を含む。）
略		略	
保健体育	略	保健体育	略
	略		略
	「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」及び運動学（運動方法学を含む。）		「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学（運動方法学を含む。）
	略		略
	衛生学及び公衆衛生学		衛生学、公衆衛生学

改正前		改正後	
保健	略	保健	略
	略		略
	衛生学及び公衆衛生学		衛生学・公衆衛生学
	略		略
略	略	略	略
家庭	略	家庭	略
	家庭電気・機械及び情報処理		家庭電気・家庭機械・情報処理
情報	略	情報	略
	情報社会及び情報倫理		情報社会・情報倫理
	コンピュータ及び情報処理（実習を含む。）		コンピュータ・情報処理（実習を含む。）
	略		略
	マルチメディア表現及び技術（実習を含む。）		マルチメディア表現・マルチメディア技術（実習を含む。）
	略		略
略	略	略	略
福祉	略	福祉	略
	高年齢者福祉、児童福祉及び障害者福祉		高年齢者福祉・児童福祉・障害者福祉
	略		略
	介護理論及び介護技術		介護理論・介護技術
	略		略
	人体構造及び日常生活行動に関する理解		人体構造に関する理解・日常生活行動に関する

改正前	改正後																								
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="252 1865 300 2033"></td> <td data-bbox="252 1536 300 1865">加齢及び障害に関する理解</td> </tr> <tr> <td data-bbox="300 1865 387 2033">略</td> <td data-bbox="300 1536 387 1865">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="387 1865 435 2033">英語</td> <td data-bbox="387 1536 435 1865">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="435 1865 483 2033">英米文学</td> <td data-bbox="435 1536 483 1865">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="483 1865 531 2033">略</td> <td data-bbox="483 1536 531 1865">略</td> </tr> </table>		加齢及び障害に関する理解	略	略	英語	略	英米文学	略	略	略	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="252 936 300 1108"></td> <td data-bbox="252 607 300 936">する理解</td> </tr> <tr> <td data-bbox="300 936 387 1108">略</td> <td data-bbox="300 607 387 936">加齢に関する理解・障害に関する理解</td> </tr> <tr> <td data-bbox="387 936 435 1108">英語</td> <td data-bbox="387 607 435 936">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="435 936 483 1108">英米文学</td> <td data-bbox="435 607 483 936">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="483 936 531 1108">略</td> <td data-bbox="483 607 531 936">略</td> </tr> </table>		する理解	略	加齢に関する理解・障害に関する理解	英語	略	英米文学	略	略	略				
	加齢及び障害に関する理解																								
略	略																								
英語	略																								
英米文学	略																								
略	略																								
	する理解																								
略	加齢に関する理解・障害に関する理解																								
英語	略																								
英米文学	略																								
略	略																								
<p>備考 略</p> <p>(4) 幼稚園教諭に係る<u>教科に関する科目の単位の修得方法</u></p> <p>免許法施行規則第2条第1項に掲げる<u>教科に関する科目のうち1以上の科目について最低修得単位数を修得するものとする。</u></p> <p>別表第8（第16条の2関係） 養護教諭に係る養護に関する科目の単位の修得方法</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="986 1559 1034 1991">第1欄</td> <td data-bbox="986 1108 1034 1559">第2欄</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1034 1559 1082 1991">養護に関する科目</td> <td data-bbox="1034 1108 1082 1559">最低修得単位数</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1082 1559 1214 1991">衛生学及び公衆衛生学（予防医学を含む。）</td> <td data-bbox="1082 1108 1214 1559">5以下の場合</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1214 1559 1302 1991">略</td> <td data-bbox="1214 1108 1302 1559">6以上の場合</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1302 1559 1350 1991">健康相談活動の理論及び方法</td> <td data-bbox="1302 1108 1350 1559">9以下の場合</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1350 1559 1396 1991"></td> <td data-bbox="1350 1108 1396 1559">10以上の場合</td> </tr> </table>	第1欄	第2欄	養護に関する科目	最低修得単位数	衛生学及び公衆衛生学（予防医学を含む。）	5以下の場合	略	6以上の場合	健康相談活動の理論及び方法	9以下の場合		10以上の場合	<p>備考 略</p> <p>(4) 幼稚園教諭に係る<u>領域に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法</u></p> <p>免許法施行規則第2条第1項の表の備考第1号に掲げる<u>領域に関する専門的事項に関する科目のうち1以上の科目について最低修得単位数を修得するものとする。</u></p> <p>別表第8（第16条の2関係） 養護教諭に係る養護に関する科目の単位の修得方法</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="986 629 1034 1061">第1欄</td> <td data-bbox="986 185 1034 629">第2欄</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1034 629 1082 1061">養護に関する科目</td> <td data-bbox="1034 185 1082 629">最低修得単位数</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1082 629 1214 1061">衛生学・公衆衛生学（予防医学を含む。）</td> <td data-bbox="1082 185 1214 629">5以下の場合</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1214 629 1302 1061">略</td> <td data-bbox="1214 185 1302 629">6以上の場合</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1302 629 1350 1061">健康相談活動の理論・健康相</td> <td data-bbox="1302 185 1350 629">9以下の場合</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1350 629 1396 1061"></td> <td data-bbox="1350 185 1396 629">10以上の場合</td> </tr> </table>	第1欄	第2欄	養護に関する科目	最低修得単位数	衛生学・公衆衛生学（予防医学を含む。）	5以下の場合	略	6以上の場合	健康相談活動の理論・健康相	9以下の場合		10以上の場合
第1欄	第2欄																								
養護に関する科目	最低修得単位数																								
衛生学及び公衆衛生学（予防医学を含む。）	5以下の場合																								
略	6以上の場合																								
健康相談活動の理論及び方法	9以下の場合																								
	10以上の場合																								
第1欄	第2欄																								
養護に関する科目	最低修得単位数																								
衛生学・公衆衛生学（予防医学を含む。）	5以下の場合																								
略	6以上の場合																								
健康相談活動の理論・健康相	9以下の場合																								
	10以上の場合																								

改正前		改正後	
略		談活動の方法	
解剖学及び生理学		略	
略		解剖学・生理学	
備考 略		備考 略	

別表第9を次のように改める。

別表第9（第16条の2関係）

(1) 小学校教諭に係る各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位の修得方法

最低修得単位数	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	
	第1欄	第2欄
9以下	教育の基礎的理解に関する科目	第3欄
10以上14以下	2	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目
15以上19以下	3	
20以上	4	
	6	

備考 1 この表の第1欄から第3欄に掲げる科目の単位の修得方法は、免許法施行規則第3条第1項の表に規定する免許状の種類に応じ各科目に含めることが必要な事項のうち、いずれかの事項について修得するものとする。

2 この表の第2欄に掲げる各教科の指導法に関する科目の単位の修得方法は、この表の備考1の規定にかかわらず、各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の最低修得単位数が10以上14以下の場合にあっては2以上の各教科の指導法（音楽、図画工作又は体育の指導法（以下「音楽等の指導法」という。）のうち1以上を含む。）を、15以上19以下の場合にあっては4以上の各教科の指導法（音楽等の指導法のうち1以上を含む。）を、20以上の場合にあっては5以上の各教科の指導法（音楽等の指導法のうち2以上を含む。）を含めた事項について修得するものとする。

3 この表の第3欄に掲げる道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目の単位の修得方法は、この表の備考1の規定にかかわらず、各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の最低修得単位数が10以上の場合にあっては、道徳の理論及び指導法を含めた事項について修得するものとする。

(2) 中学校教諭に係る各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位の修得方法

最低修得単位数	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等		
	第1欄	第2欄	第3欄
	教育の基礎的理解に関する科目	各教科の指導法に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等及び生徒指導、教育相談等に関する科目
7以下	2		3
8以上12以下	3	5 (第2欄の科目2単位以上及び第3欄の科目1単位以上を含む。)	
13以上17以下	5	8 (第2欄の科目4単位以上及び第3欄の科目2単位以上を含む。)	
18以上	6	10 (第2欄の科目4単位以上及び第3欄の科目2単位以上を含む。)	

備考 1 この表の第1欄から第3欄に掲げる科目の単位の修得方法は、免許法施行規則第4条第1項の表に規定する免許状の種類に応じ各科目に含めることが必要な事項のうち、いずれかの事項について修得するものとする。

2 この表の第3欄に掲げる道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目の単位の修得方法は、この表の備考1の規定にかかわらず、各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の最低修得単位数が8以上の場合においては、道徳の理論及び指導法を含めた事項について修得するものとする。

(3) 高等学校教諭に係る各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位の修得方法

最低修得単位数	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等		
	第1欄	第2欄	第3欄
	教育の基礎的理解に関する科目	各教科の指導法に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等及び生徒指導、教育相談等に関する科目
5以下	2		2
6以上8以下	2	4 (第2欄の科目2単位以上及び第3欄の科目1単位以上を含む。)	
9以上11以下	3	6 (第2欄の科目3単位以上及び第3欄の科目2単位以上を含む。)	
12以上	4	8 (第2欄の科目4単位以上及び第3欄の科目2単位以上を含む。)	

備考 この表の第1欄から第3欄に掲げる科目の単位の修得方法は、免許法施行規則第5条第1項の表に規定する免許状の種類に応じ各科目に含めることが必要な事項のうち、いずれかの事項について修得するものとする。

(4) 幼稚園教諭に係る保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位の修得方法

最低修得単位数	保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等		
---------	------------------------------------	--	--

	第1欄	第2欄	第3欄
	教育の基礎的理解に 関する科目	保育内容の指導法に 関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等 に関する科目
9以下	2		5
10以上14以下	3		7
15以上19以下	4		11
20以上	6		14

備考 この表の第1欄から第3欄に掲げる科目の単位の修得方法は、免許法施行規則第2条第1項の表に規定する免許状の種類に応じ各科目に含めることが必要な事項のうち、いずれかの事項について修得するものとする。

(5) 養護教諭に係る養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位の修得方法

	第1欄	第2欄
最低修得単位数	教育の基礎的理解に 関する科目	養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等
4以下	1	
5又は6	2	
7以上	2	

備考 この表に掲げる科目の単位の修得方法は、免許法施行規則第9条の表に規定する各科目に含めることが必要な事項のうち、第1欄にあっては当該科目に係るいずれかの事項について修得するものとし、第2欄にあっては当該科目に係る2以上の事項について修得するものとする。

(6) 栄養教諭に係る養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位の修得方法

	第1欄	第2欄
最低修得単位数	教育の基礎的理解に 関する科目	養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等
3	1	
4	1	

5	2	3
6	2	4

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>様式第7号(第4条関係)</p> <p>略</p> <p>1 略</p> <p>2 イの期間については、病気休職・育児休業など休職等期間を記載してください。この期間については、<u>教育職員免許法附則第19項</u>に規定する最低在職年数として認められません。</p> <p>3～6 略</p>	<p>様式第7号(第4条関係)</p> <p>略</p> <p>1 略</p> <p>2 イの期間については、病気休職・育児休業など休職等期間を記載してください。この期間については、<u>教育職員免許法附則第18項</u>に規定する最低在職年数として認められません。</p> <p>3～6 略</p>

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

付第 39 号議案

佐賀県市町立学校県費負担教職員の人事評価に関する規則の一部改正について

このことについて、別紙のとおり決定する。

佐賀県市町立学校県費負担教職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則（案）の概要

教育庁 教職員課

改正の必要性

- 地方公務員法により、任命権者は、人事評価を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用するよう規定されている。（法第23条第2項）
- 市町立学校県費負担教職員に対し、人事評価を給与に反映させるため、評価期間の改正等を行う必要がある。

改正内容

- 1 評価期間の改正を行う。
- 2 評価評定を点数から評語に改める。
- 3 その他所要の改正を行う。
- 4 平成31年4月1日から施行

佐賀県教育委員会規則第 号

佐賀県市町立学校県費負担教職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則（案）

佐賀県市町立学校県費負担教職員の人事評価に関する規則（平成28年佐賀県教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(人事評価の期間)</p> <p>第4条 人事評価の評価期間は、毎年4月1日から翌年3月31日まで（以下「評価期間」という。）とする。</p> <p>(人事評価における点数の付与等)</p> <p>第7条 能力評価に当たっては評価項目の着眼点ごとに、業績評価に当たっては第3条に規定する目標ごとに、それぞれ評価の結果に応じた点数を付すものとする。</p> <p>(業務目標の設定)</p> <p>第8条 評価者は、業績評価の評価期間の開始に際し、被評価者と面談を行い、業績評価における目標設定項目ごとと具体的方策を定めることその他の方法により当該評価期間において果たすべき役割を確定するものとする。</p> <p>(自己申告)</p> <p>第9条 評価者は、人事評価を行うに際し、その参考とするため、被評価者に対し、あらかじめ、当該人事評価に係る評価期間において当該被評価者の挙げた業績及び発揮した能力に関する被評価者の自らの認識その他評価者による評価の参考となるべき事項について、自己申告を行わせるものとする。</p>	<p>(人事評価の期間)</p> <p>第4条 人事評価の評価期間は、次の各号に掲げる人事評価の方法の区分に応じ、当該各号に定める期間（評価期間の初日の翌日以降に採用された職員にあっては、当該採用された日から評価期間の終期までの期間）とする。</p> <p>(1) 能力評価 10月1日から翌年9月30日までの期間</p> <p>(2) 業績評価 4月1日から9月30日までの期間（以下「前期」という。）及び10月1日から翌年3月31日までの期間</p> <p>(人事評価における評価の付与等)</p> <p>第7条 能力評価に当たっては評価項目の着眼点ごとに、業績評価に当たっては第3条に規定する目標ごとに、それぞれ評価の結果に応じた評価を付すものとする。</p> <p>(業務目標の設定)</p> <p>第8条 評価者は、毎年度前期の業績評価の評価期間の開始に際し、被評価者と面談を行い、業績評価における目標設定項目ごとと、具体的目標と具体的方策を定めることその他の方法により当該被評価者が当該評価期間において果たすべき役割を確定するものとする。</p> <p>(自己申告)</p> <p>第9条 評価者は、能力評価を行うに際し、その参考とするため、被評価者に対し、あらかじめ、当該能力評価に係る評価期間において当該被評価者の発揮した能力に関する被評価者の自らの認識その他評価者による評価の参考となるべき事項について、自己申告を行わせるものとする。</p>

改正前	改正後
<p>(人事評価の手続、結果の開示)</p> <p>第10条 評価者は、被評価者について、<u>点数を付すことにより評価を行い、その結果を当該被評価者に開示するものとする。</u></p> <p>2 評価者は、<u>前項の開示が行われた後に、被評価者と面談を行い、人事評価の結果及びその根拠となる事実に基づき指導及び助言を行うものとする。</u></p> <p>3 調整者は、評価者による評価について、不均衡であるかどうかという観点から審査を行い、調整者としての点数を付すことにより調整を行うものとする。</p> <p>4 評価者は、前項の規定により<u>点数の調整があった場合には、被評価者と面談を行い、調整の結果及びその根拠となる事実に基づき指導及び助言を行うものとする。</u></p> <p>(人事評価表の保管)</p> <p>第11条 人事評価表(評価期間における職員の勤務成績を示すものをいう。)は、前条第1項の規定による開示を実施した日の翌日から起算して<u>3年間</u>、県教育委員会及び市町町教育委員会が保管するものとする。</p> <p>(苦情への対応)</p> <p>第12条 県教育委員会及び市町町教育委員会は、<u>第10条第1項の規定により職員に開示された人事評価の結果に関する職員の苦情について、別に定めるところにより、適切に対応するものとする。</u></p> <p>2 略</p>	<p>(人事評価の手続、結果の開示)</p> <p>第10条 評価者は、被評価者について、<u>評語を付すことにより人事評価を行うものとする。</u></p> <p>2 評価者は、被評価者と面談を行い、人事評価の結果及びその根拠となる事実に基づき指導及び助言を行うものとする。</p> <p>3 評価者は、<u>被評価者から求められたときその他必要と認めるときは、被評価者の人事評価の結果を当該被評価者に開示するものとする。</u></p> <p>4 調整者は、評価者による評価について、不均衡であるかどうかという観点から審査を行い、調整者としての評語を付すことにより調整を行うものとする。</p> <p>5 評価者は、前項の規定により<u>評語の調整があった場合には、被評価者と面談を行い、調整の結果及びその根拠となる事実に基づき指導及び助言を行うものとする。</u></p> <p>(人事評価表の保管)</p> <p>第11条 人事評価表(人事評価の評価期間における職員の勤務成績を示すものをいう。)は、前条第1項の規定による開示を実施した日の翌日から起算して<u>5年間</u>、県教育委員会及び市町町教育委員会が保管するものとする。</p> <p>(苦情への対応)</p> <p>第12条 県教育委員会及び市町町教育委員会は、<u>第10条第3項の規定により職員に開示された人事評価の結果に関する職員の苦情について、別に定めるところにより、適切に対応するものとする。</u></p> <p>2 略</p>

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

付第 40 号議案

佐賀県立学校職員の人事評価に関する規則の一部改正について

このことについて、別紙のとおり決定する。

佐賀県立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則（案）の概要

教育庁 教職員課

改正の必要性

- 地方公務員法により、任命権者は、人事評価を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用するよう規定されている。（法第23条第2項）
- 佐賀県立学校職員に対し、人事評価を給与に反映させるため、評価期間の改正等を行う必要があるため。

改正内容

- 1 評価期間の改正を行う。
- 2 評価評定を点数から評語に改める。
- 3 その他所要の改正を行う。
- 4 平成31年4月1日から施行

佐賀県教育委員会規則第 号

佐賀県立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則（案）

佐賀県立学校職員の人事評価に関する規則（平成28年佐賀県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(人事評価の期間)</p> <p>第4条 人事評価の評価期間は、毎年4月1日から翌年3月31日まで（以下「評価期間」という。）とする。</p> <p>(人事評価における点数の付与等)</p> <p>第7条 能力評価に当たっては評価項目の着眼点ごとに、業績評価に当たっては第3条に規定する目標ごとに、それぞれ評価の結果に応じた点数を付すものとする。</p> <p>(業務目標の設定)</p> <p>第8条 評価者は、業績評価の評価期間の開始に際し、被評価者と面談を行い、業績評価における目標設定項目ごとと具体的方策を定めることその他の方法により当該被評価者が当該評価期間において果たすべき役割を確定するものとする。</p> <p>(自己申告)</p> <p>第9条 評価者は、人事評価を行うに際し、その参考とするため、被評価者に対し、あらかじめ、当該人事評価に係る評価期間において当該被評価者の挙げた業績及び発揮した能力に関する被評価者の自らの認識その他評価者による評価の参考となるべき事項について、自己申告を行わせるものとする。</p>	<p>(人事評価の期間)</p> <p>第4条 人事評価の評価期間は、次の各号に掲げる人事評価の方法の区分に応じ、当該各号に定める期間（評価期間の初日の翌日以降に採用された職員にあっては、当該採用された日から評価期間の終期までの期間）とする。</p> <p>(1) 能力評価 10月1日から翌年9月30日までの期間</p> <p>(2) 業績評価 4月1日から9月30日までの期間（以下「前期」という。）及び10月1日から翌年3月31日までの期間</p> <p>(人事評価における評価の付与等)</p> <p>第7条 能力評価に当たっては評価項目の着眼点ごとに、業績評価に当たっては第3条に規定する目標ごとに、それぞれ評価の結果に応じた評価を付すものとする。</p> <p>(業務目標の設定)</p> <p>第8条 評価者は、毎年度前期の業績評価の評価期間の開始に際し、被評価者と面談を行い、業績評価における目標設定項目ごとと、具体的目標と具体的方策を定めることその他の方法により当該被評価者が当該評価期間において果たすべき役割を確定するものとする。</p> <p>(自己申告)</p> <p>第9条 評価者は、能力評価を行うに際し、その参考とするため、被評価者に対し、あらかじめ、当該能力評価に係る評価期間において当該被評価者の発揮した能力に関する被評価者の自らの認識その他評価者による評価の参考となるべき事項について、自己申告を行わせるものとする。</p>

改正前	改正後
<p>(人事評価の手続、結果の開示)</p> <p>第10条 評価者は、被評価者について、<u>点数を付すことにより評価を行い、その結果を当該被評価者に開示するものとする。</u></p> <p>2 評価者は、<u>前項の開示が行われた後に、被評価者と面談を行い、人事評価の結果及びその根拠となる事実に基づき指導及び助言を行うものとする。</u></p> <p>3 調整者は、評価者による評価について、<u>不均衡であるかどうかという観点から審査を行い、調整者としての点数を付すことにより調整を行うものとする。</u></p> <p>4 評価者は、<u>前項の規定により点数の調整があった場合には、被評価者と面談を行い、調整の結果及びその根拠となる事実に基づき指導及び助言を行うものとする。</u></p> <p>(人事評価表の保管)</p> <p>第11条 人事評価表(評価期間における職員の勤務成績を示すものをいう。)は、<u>前条第1項の規定による開示を実施した日の翌日から起算して3年間、県教育委員会が保管するものとする。</u></p> <p>(苦情への対応)</p> <p>第12条 県教育委員会は、<u>第10条第1項の規定により職員に開示された人事評価の結果に関する職員の苦情について、別に定めるところにより、適切に対応するものとする。</u></p> <p>2 略</p>	<p>(人事評価の手続、結果の開示)</p> <p>第10条 評価者は、被評価者について、<u>評価を付すことにより人事評価を行うものとする。</u></p> <p>2 評価者は、被評価者と面談を行い、人事評価の結果及びその根拠となる事実に基づき指導及び助言を行うものとする。</p> <p>3 評価者は、<u>被評価者から求められたときその他必要と認めるときは、被評価者の人事評価の結果を当該被評価者に開示するものとする。</u></p> <p>4 調整者は、評価者による評価について、<u>不均衡であるかどうかという観点から審査を行い、調整者としての評価を付すことにより調整を行うものとする。</u></p> <p>5 評価者は、<u>前項の規定により評価の調整があった場合には、被評価者と面談を行い、調整の結果及びその根拠となる事実に基づき指導及び助言を行うものとする。</u></p> <p>(人事評価表の保管)</p> <p>第11条 人事評価表(人事評価の評価期間における職員の勤務成績を示すものをいう。)は、<u>前条第1項の規定による開示を実施した日の翌日から起算して5年間、県教育委員会が保管するものとする。</u></p> <p>(苦情への対応)</p> <p>第12条 県教育委員会は、<u>第10条第3項の規定により職員に開示された人事評価の結果に関する職員の苦情について、別に定めるところにより、適切に対応するものとする。</u></p> <p>2 略</p>

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

付第 4 1 号議案

教育庁組織の機構改革等に伴う関係規程の改正について

このことについて、別紙のとおり定める。

文化行政の推進体制の整備を図るための関係条例の整備に関する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則（案）の概要

教育庁 教育総務課

改正の理由

文化行政の推進体制の整備を図るための関係条例の整備に関する条例（以下「条例」という。）の施行に伴い、知事部局に文化財に関する業務を移管するため。

規則案の概要

- 1 文化財保護審議会委員の任命及び文化財の県指定に関することについて、教育委員会の議決事項から削除することとした。（佐賀県教育委員会議決事項等に関する規則第2条関係）
- 2 文化財課の分掌事務を削除することとした。（佐賀県教育庁組織規則第3条関係）
- 3 文化財保護審議会委員を削除することとした。（附属機関の委員の報酬及び費用弁償の額に関する規則別表関係）
- 4 事務職員の職から文化財保護主事を削除することとした。（佐賀県教育庁職員の職の設置等に関する規則別表関係）
- 5 次に掲げる教育委員会規則を廃止することとした。
 - (1) 佐賀県文化財保護指導委員設置規則
 - (2) 佐賀県文化財保護審議会部会設置規則
 - (3) 佐賀県文化財保護条例施行規則
 - (4) 佐賀県銃砲刀剣類登録審査委員に関する規則
 - (5) 文化財保護法施行細則
- 6 平成31年4月1日から施行

佐賀県教育委員会規則第 号

文化行政の推進体制の整備を図るための関係条例の整備に関する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則（案）

（佐賀県教育委員会議決事項等に関する規則の一部改正）

第1条 佐賀県教育委員会議決事項等に関する規則（昭和31年佐賀県教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（議決事項）</p> <p>第2条 教育委員会は、次に掲げる事項を議決するものとする。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(11) 産業教育審議会の委員、<u>文化財保護審議会委員、教科用図書選定審議会の委員及びいじめ問題対策委員会の委員の任命又は委嘱に関すること</u></p> <p>(12)・(13) 略</p> <p>(14) <u>文化財の県指定に関すること</u></p> <p>(15) 前各号に掲げるもののほか、特に重要かつ異例の事件に関すること</p> <p>2～4 略</p>	<p>（議決事項）</p> <p>第2条 教育委員会は、次に掲げる事項を議決するものとする。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(11) 産業教育審議会の委員、教科用図書選定審議会の委員及びいじめ問題対策委員会の委員の任命又は委嘱に関すること</p> <p>(12)・(13) 略</p> <p>(14) 前各号に掲げるもののほか、特に重要かつ異例の事件に関すること</p> <p>2～4 略</p>
<p>（佐賀県教育庁組織規則の一部改正）</p> <p>第2条 佐賀県教育庁組織規則（昭和31年佐賀県教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。</p>	<p>改正後</p>
<p>改正前</p> <p>（分課）</p> <p>第2条 教育庁の本庁に次の課を置く。 教育総務課～保健体育課 <u>文化財課</u></p> <p>2・3 略</p>	<p>改正後</p> <p>（分課）</p> <p>第2条 教育庁の本庁に次の課を置く。 教育総務課～保健体育課</p> <p>2・3 略</p>

改正前	改正後
<p>(課の分掌事務)</p> <p>第3条 課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>教育総務課</p> <p>(1)～(20) 略</p> <p>教育振興課～保健体育課 略</p> <p>文化財課</p> <p>(1) <u>文化財の保存及び活用に関すること。</u></p> <p>(2) <u>埋蔵文化財の調査に関すること。</u></p> <p>(3) <u>世界遺産のうち文化財に関すること。</u></p> <p>(4) <u>美術刀剣類の審査登録に関すること。</u></p> <p>(5) <u>その他文化財に関すること。</u></p> <p>(6) <u>博物館に関すること(知事の補助職員に委任し、又は補助執行させたものを除く。)</u>。</p>	<p>(課の分掌事務)</p> <p>第3条 課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>教育総務課</p> <p>(1)～(20) 略</p> <p>(21) <u>博物館に関すること(知事の補助職員に委任し、又は補助執行させたものを除く。)</u>。</p> <p>教育振興課～保健体育課 略</p>

(附属機関の委員の報酬及び費用弁償の額に関する規則の一部改正)

第3条 附属機関の委員の報酬及び費用弁償の額に関する規則(昭和33年佐賀県教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前				改正後			
別表(第2条、第3条関係)							
職名	報酬日額	職務の級	職名	報酬日額	職務の級		
略			略				
図書館協議会の委員	略		図書館協議会の委員	略	略		
文化財保護審議会委員	9,500円	行政職6級					

改正前		改正後	
博物館及び美術館協議 会の委員	略	博物館及び美術館協議 会の委員	略
略		略	

(佐賀県教育庁職員の職の設置等に関する規則の一部改正)

第4条 佐賀県教育庁職員の職の設置等に関する規則(昭和33年佐賀県教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前		改正後	
別表(第4条関係)			
左欄(職員)	右欄(職)	左欄(職員)	右欄(職)
略		略	
事務職員	主幹、主査、副主査、統計主事、 <u>文化財保護主事</u> 、 <u>社会教育主事</u> 補、体育指導員	事務職員	主幹、主査、副主査、統計主事、社会教育主事補、体育指導員
略		略	

(佐賀県文化財保護指導委員会設置規則等の廃止)

第5条 次に掲げる教育委員会規則は、廃止する。

- (1) 佐賀県文化財保護指導委員会設置規則(昭和51年佐賀県教育委員会規則第6号)
- (2) 佐賀県文化財保護審議会部会設置規則(昭和51年佐賀県教育委員会規則第11号)
- (3) 佐賀県文化財保護条例施行規則(昭和51年佐賀県教育委員会規則第12号)
- (4) 佐賀県銃砲刀剣類登録審査委員に関する規則(平成12年佐賀県教育委員会規則第8号)
- (5) 文化財保護法施行細則(平成12年佐賀県教育委員会規則第9号)

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

教育庁専決規程の一部改正（案）の概要

教育庁 教育総務課

改正の理由

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部が改正され、正規の勤務時間以外の時間における勤務（以下「時間外勤務」という。）に係る規定が整備されたことに伴い、所要の改正を行うとともに、文化行政の推進体制の整備を図るための関係条例の整備に関する条例の施行に伴い、文化財課を廃止するため。

訓令案の概要

- 1 各課長等共通専決事項に所属の職員の職員の時間外勤務の命令に関することを加えることとした。（第5条関係）
- 2 文化財課を知事部局に移管することに伴い、同課の分掌事務に係る同課長の専決事項を削ることとした。（第11条関係）
- 3 平成31年4月1日から施行する。

教育庁専決規程（平成 7 年佐賀県教育委員会訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。
平成31年 3 月 日

佐賀県教育委員会教育長 白 水 敏 光

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（各課長等共通専決事項）</p> <p>第 5 条 課長及び教育事務所長は、次に掲げるものを専決すること ができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 所属の職員の旅行を命令すること。</p> <p>(5)～(7) 略</p> <p>2 略</p> <p>（保健体育課長専決事項）</p> <p>第10条 略</p> <p>（文化財課長専決事項）</p> <p>第11条 <u>文化財課長は、次に掲げるものを専決することができる。</u></p> <p>(1) <u>文化財に関する指導及び助言に関すること。</u></p> <p>(2) <u>銃砲刀剣類の登録等に関すること。</u></p> <p>(3) <u>指定文化財の管理及び修理についての指揮監督等に関する こと。</u></p> <p>(4) <u>指定文化財の現状変更等の許可に関すること。</u></p> <p>(5) <u>指定文化財の公開の許可等に関すること。</u></p> <p>(6) <u>埋蔵文化財の調査のための発掘に係る届出等に関すること。</u></p> <p>(7) <u>埋蔵文化財の調査以外の目的による埋蔵文化財包蔵地の発</u></p>	<p>（各課長等共通専決事項）</p> <p>第 5 条 課長及び教育事務所長は、次に掲げるものを専決すること ができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>所属の職員の旅行又は時間外勤務を命令すること。</u></p> <p>(5)～(7) 略</p> <p>2 略</p> <p>（保健体育課長専決事項）</p> <p>第10条 略</p>

<p>掘に係る届出及び通知に関すること。</p> <p>(8) <u>埋蔵物として提出された物件の文化財としての認定に関すること。</u></p> <p>(9) <u>文化財の調査等に関すること。</u></p> <p>(10) <u>佐賀県文化財保護審議会に関する事務を処理すること。</u></p> <p>(11) <u>佐賀県文化財保護指導委員事務の実施に関すること。</u></p> <p>第12条～第22条 略</p>	<p>第11条～第21条 略</p>
--	--------------------

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

佐賀県教育センターの管理に関する規則の一部を改正する規則（案） の概要

教育庁 教育総務課

改正の理由

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部が改正され、正規の勤務時間以外の時間における勤務（以下「時間外勤務」という。）に係る規定が整備されたことに伴い、所要の改正を行う必要があるため。

改正内容

- 1 教育センターの所長の専決事項に職員の時間外勤務の命令に関することを加えることとした。（第8条の2関係）
- 2 平成31年4月1日から施行

佐賀県教育委員会規則第 号

佐賀県教育センターの管理に関する規則の一部を改正する規則（案）

佐賀県教育センターの管理に関する規則（昭和54年佐賀県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（所長の専決事項）</p> <p>第8条の2 所長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 職員の旅行を命令すること。</p> <p>(3)～(7) 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>（所長の専決事項）</p> <p>第8条の2 所長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 職員の旅行又は時間外勤務を命令すること。</p> <p>(3)～(7) 略</p> <p>2・3 略</p>

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

平成31年4月1日組織体制（案）

現 行	改正案（H31.4.1）	備 考
教育庁危機管理・広報総括監	教育庁危機管理・広報総括監	
教育総務課（主管課） 総務調整担当 危機管理・広報担当 財務担当 学校施設担当 情報システム・セキュリティ担当	教育総務課（主管課） 総務調整担当 危機管理・広報担当 財務担当 学校施設担当 情報システム・セキュリティ担当	
教育振興課 教育企画監 教育振興担当 学力向上推進担当 グローバル人材育成担当	教育振興課 教育企画監 教育振興担当 学力向上推進担当 グローバル人材育成担当	
特別支援教育室	特別支援教育室	
教職員課 県立学校人事担当 小中学校人事担当 免許担当 法規担当 給与担当 健康管理担当 福利担当	教職員課 県立学校人事担当 小中学校人事担当 免許担当 法規担当 給与担当 健康管理担当 福利担当	
学校教育課 義務教育担当 特別活動担当 生徒指導担当 高校教育担当 産業教育担当	学校教育課 義務教育担当 特別活動担当 生徒指導担当 高校教育担当 産業教育担当	
教育情報化支援室	教育情報化支援室	
人権・同和教育室	人権・同和教育室	
全国高総文祭推進室 企画広報担当 事業推進担当	全国高総文祭推進室 企画広報担当 事業推進担当	

現 行	改正案（H31.4.1）	備 考
保健体育課 学校体育担当 健康教育担当	保健体育課 学校体育担当 健康教育担当	
文化財課 文化財指導担当 文化財調査担当 吉野ヶ里遺跡担当	【廃止】	課の廃止 知事部局に事務移管
現地機関（現行）	現地機関（H31.4.1）	
東部教育事務所	東部教育事務所	
西部教育事務所 北部支所	西部教育事務所 北部支所	
教育センター	教育センター	